

議案第47号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成25年6月10日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第4号

専 決 処 分 書

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田原市都市計画税条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出しを削り、同項を削り、附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項中「第2項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「第2項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「第2項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第2項及び第5項」を「附則第2項及び第4項」に、「附則第2項及び第6項」を「附則第2項及び第5項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第3項、第5項及び第6項」に、「附則第6項から第8項」を「附則第5項から第7項」に、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改め、同項を附則第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）

10 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は、適用しない。

附則第11項各号列記以外の部分中「附則第2項及び第4項から第7項まで」を「附則第2項から第6項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田原市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第9項の規定の適用については、同項中「、第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。